

2024年度 処遇改善

地の星では「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」の申請をして職員の賃金・職場環境・資質の向上に取り組んでいます。

昨年11月2日の閣議決定で「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が2024年2月～5月まで交付されることになりました。この交付金についても申請し、処遇改善の一層強化を図っています。なお、6月からは3種の処遇改善加算の制度を1本化するとの案内があります。

地の星も新しくなる制度を精査し、職員にとって有益な処遇改善になるよう取り組んでまいります。

1、福祉・介護職員処遇改善加算

この制度は2011年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、この対象である障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に2012年度より創設されました。

地の星利用者の出席日数により給付される公費に一定の割合で積算された金額が交付されます。

① 対象となる職員（利用者に対して直接支援を行う職員）

生活支援員、世話人、職業指導員

加算により支給される手当は資格手当・夜勤手当・特別支援手当等で、毎月対象となる職員に支払われます。

② 対象とならない職員

管理者、サービス管理責任者、事務、栄養士、看護師、運転士、相談員

* 処遇改善の対象職員同様の手当を法人の負担で支給しています。

2、福祉・介護職員等特定処遇改善加算

2019年10月より始まった加算です。経験・技能のある職員に重点化を図りながら更なる処遇改善を進める制度です。職員集団をABCの3つのグループに分けます。

年度末評価・夜勤や送迎実施有無・保有資格等の状況により判断します。

非常勤者は勤務時間を常勤換算して支給します。

Aグループ（17名）

・直接支援をしている（障害福祉人材）国家資格所持者

Bグループ（34名）

・Aに該当しない障害福祉人材

Cグループ（16名）

- ・ AグループとBグループ以外の職員
（管理者、事務、栄養士、看護師、運転士、相談員）

3、ベースアップ等支援加算

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間収入を上げるための措置を実施し、2022年10月から「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」となった。全職員が対象です。

4、福祉・介護職員臨時特例交付金

2024年2月～5月までの交付です。

地の星は、2月・3月分を一時金として配分し、4月からはベースアップ支援手当に上乗せして引き続き手当を出していきます。全職員が対象です。